指定予定者の選定結果について

担当課:健康福祉部地域。高年福祉課

施 設 名

伊丹市立地域福祉総合センター

所在地:伊丹市広畑3丁目1番地

上記施設では、現指定管理者の指定期間が令和6年3月31日に満了することに伴い、次期指定管理者となる団体(指定予定者)の選定を行いました。

選定結果の概要は、以下のとおりです。

	選 定 団 体(指定予定者)
名 称	社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会
代表者	会長 行澤 睦雄
所 在 地	伊丹市広畑3丁目1番地

指定期間(予定)

令和6年(2024年)4月1日 から 令和11年(2029年)3月31日 まで(5年間)

選定方法(公募・非公募の別)

非公募

選 定 理 由

当該指定管理施設の事業として、下記の事業が挙げられる。

- ①地域福祉の推進に関すること。
- ②福祉団体等の支援及び連携に関すること。
- ③地域福祉活動のため、施設をその利用に供すること。
- ④地域福祉活動を行う市民の交流の促進に関すること。
- ⑤地域福祉に関する情報、資料の収集及び提供に関すること。
- ⑥地域福祉に関する講座等を開設すること。
- ⑦地域福祉に関する啓発に関すること。

これらの施設の事業を市の第6次総合計画における政策大綱である「健康・医療・福祉」で挙げられている施策「地域福祉【地域のつながりや支え合いで、誰もが安心して暮らせるまち】」と一体的に進めることで、施設の設置目的や市の施策目標をより効果的、効率的に達成することができる。加えて当該法人は設立以来、市民のボランティア活動の振興や地区社協等といった地域住民が主体的に地域の福祉活動に取り組むための組織づくりにより、高齢者や障がい者などへの福祉サービスを地域住民とともに取り組むなど、地域福祉の推進に取り組んできたという経緯がある。また、当該法人として「発展計画(福祉推進計画)」を策定し、計画的に地域活動や福祉事業を推進しており、市もこうした事業に対し積極的に補助・助成をしている。

以上のことから、地域福祉総合センターの事業を他の福祉施策(事業)と一体的に推進するためには、当該法人が最も適切に運営できると考えられるため、指定予定者として選定した。

《伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条第1項第2号》

指定予定者として選定された団体につきましては、市議会での議決を経て、正式に指定管理者として指定します。